

産業建設常任委員会記録

令和元年 1 2 月 6 日

【開催日】 令和元年12月6日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時55分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
建設部長	森一哉	水道事業管理者	今本史郎
公営競技事務所 長	桶谷一博	水道局副局長兼 総務課長	原田健治
水道局次長兼業 務課長	伊藤清貴	水道局工務課課 長補佐	平野宏明
経済部次長兼農 林水産課長	深井篤	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課主幹	坂根良太郎	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課耕地 係長	本多享平	商工労働課長	村田浩
商工労働課課長 補佐	工藤歩	商工労働課商工 労働係長	福田智之

商工労働課企業 立地推進室主任	加藤 竜一	公営競技事務所 副所長	井上 正満
公営競技事務所 主任主事	長村 知明	公営競技事務所 主任主事	村上 良平
建設部次長兼土 木課長	森 弘 健 二	土木課技監	泉 本 憲 之
土木課用地係長	日 高 辰 将	下水道課長	井 上 岳 宏
下水道課管理係 長	西 崎 大	都市計画課長	河 田 誠
都市計画課技監	高 橋 雅 彦	都市計画課都市 整備係長	藤 本 英 樹
建築住宅課長	辻 永 民 憲	建築住宅課長主 幹	安 重 賢 治
建築住宅課住宅 管理主任主事	壹 岐 隆三郎	建築住宅課建築 係技師	國 川 恵 子

【事務局出席者】

局 長	沼 口 宏	書 記	光 永 直 樹
-----	-------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第101号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について
- 2 議案第91号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正
予算（第3回）について
- 3 議案第97号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制
定について
- 4 議案第90号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予
算（第1回）について

- 5 議案第102号 字の区域の変更について
- 6 議案第98号 山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第86号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について
- 8 議案第99号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第103号 町及び字の区域並びにその名称の変更について
- 10 議案第93号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 11 議案第100号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開会

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を始めます。審査はお手元にあります順で進行していきますので、よろしくお願ひします。それでは審査番号1番議案第101号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、執行部のほうの説明を求めます。

原田水道局副局長 それでは、議案第101号、山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。主な目的といたしましては、令和元年10月1日に施行されました水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の登録について、5年ごとの更新制度が導入されましたので、これに伴い更新手数料を新設するものでございます。これに伴って、背景となります指定給水装置工事事業者制度につきまして、まず概要を説明させていただきます。これにつきましては、水道事業者が給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができる者を水道法の規定に基づいて指定する制度で

ございます。ただ、これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の名称や所在地等の変更、事業の廃止、休止等があった場合における届け出については、当該事業者に義務付けられておりました。またこの届け出がされない場合もありまして、事業者の実態の把握ができなくなって所在不明の事業者が存在するといった問題が全国的に発生をしておりました。これは当市においても同様であり、これまで苦慮していたところでございます。このたびの水道法改正は、こうした問題に対応したものでございます。なお更新手続の制度に関しては、水道局の管理規程に指定給水装置工事事業者規程がございますが、こちらのほうの改正となりますので、このたびの議案の対象とはなっておりませんので、申し添えます。次に、本議案の内容でございますが、給水条例の第36条を改正し、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を新設いたします。更新手数料額につきましては、同条第1項第1号で定める新規の申請手数料と同額の1万円としております。これにつきましては、県内の水道事業者が加盟をしております日本水道協会山口県支部内の各水道事業体の協議の中で更新に係る事務作業量が新規申請に掛かる事務作業量と同程度となることから、県内統一で新規申請手数料と同額の1万円とすることが確認されましたので、当市も同様としております。また、条例の第9条と第39条に関しましては、水道法施行令の一部改正に伴う条ずれが発生いたしましたので、それを解消するために、改正を行ったものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

高松秀樹委員 給水装置工事というのはどういう工事でどこの部分の工事に当たるか教えてください。

原田水道局副局長 給水装置工事というのはいわゆる個人の給水管の工事をすることということで、水道局の配水管から個人の給水管を分岐して道路内を通りまして、各家庭の家の中の蛇口までの工事を行うものを給水装置工

事と申します。

高松秀樹委員 指定給水装置工事事業者ということは、この事業者は登録か何か届出をして指定をされるということだと思うんですけど、この手数料は毎年更新手数料が必要になってくるということになるんですか。

原田水道局副局長 これにつきましては5年に一度の更新という形になっております。

高松秀樹委員 そしたらこの1万円は新しく1万円を徴収をされるということだと思うんですけど、聞き逃したかもしれませんが、なぜ手数料の1万円を徴収するようになったのか、教えてください。

原田水道局副局長 新規の指定の申請をされたときに、いろいろ審査等を行うんですけど、まず、水道法に定められた書類を改めて登録されたい事業者がお持ちになりますけど、その書類の確認、それから内容の審査、そういったものもろもろに関して、水道局の中の複数の職員が関与いたします。またそれに係るいろんな事務費用、そういったもので、大体1万円という相場が全国的にも多く見られます。山口県におきましても新規の申請手数料は、ほとんど県内統一で1万円という形になっておりまして、更新の事務につきましても内容的にはほぼ同じであるということで、事務量も変わらないということで同額の1万円という形にさせていただいております。

高松秀樹委員 この指定給水装置工事事業者は、今現在何社いらっしゃいますか。

原田水道局副局長 現在157社おります。

高松秀樹委員 ということは、5年スパンで157社だから157万円が収入

としてあるということによろしいですか。

原田水道局副局長 お見込みのとおりでございます。

岡山明委員 その業者が157社いらっしゃると。これ山陽小野田市ですね。
例えば山陽小野田市と宇部市、下関市、そういう各市にまたがるような業者さんがいらっしゃると思うんですけど、その業者に関しましては山陽小野田市で1万円、宇部市、下関市にも自分が所属したそういう市町村に支払いが生じるか再度確認したいんですが。

原田水道局副局長 この指定制度というのは、行政区域内で給水工事をしたいという希望を持たれて、各市に登録をされるという制度です。ですから先ほどおっしゃられましたとおり、山陽小野田市以外に宇部市や下関市でも仕事をされたいという方は、それぞれの市に登録が必要になりますので、当然それぞれに申請を出されて、そのときに申請費用を支払われます。更新のときも同様になるという形でございます。

高松秀樹委員 157社のうち市内業者というのは何社いらっしゃいますか。

原田水道局副局長 市内業者が今現在、44社でございます。

高松秀樹委員 仕組みについてお伺いしたいんですが、これは給水装置工事は今さっき説明あったように、家のほうに引き込む工事になるんですね。これは、そういう家庭から水道局に電話があって工事業者を紹介してほしいといったときに、紹介をされるということになるんですか。

原田水道局副局長 紹介をするというのは、基本的には一定の業者さんに利益供与とかいうことにもなってはいけませんので、水道局のほうで、リストをホームページで公表しております。基本的にはこの中から選んで工事をさせていただきますと。なかなか工事業者さんそのものの名前だけ見ら

れても、どういう業者さんかというのが分からないと思いますので、できましたら複数のところから見積もりをとっていただくように現場のほうでは、お知らせをしておるということは聞いております。

高松秀樹委員 消費者というか市民がこの工事を頼む場合はこの指定の業者以外でも注文ができるということですか。それとも、水道局が指定した業者のみが給水装置工事をするということになるんですか。

原田水道局副局長 この制度は基本的には水道法で定められたものなんですけど、この給水管の工事というのは飲料水を扱う工事になります。そのため全く技術的に力量がない業者とか、知識がない業者というのはできないということになっております。市で指定をされるということは認められた事業者でないとその工事はできないということになりますので、山陽小野田市の指定を受けてない業者が、山陽小野田市の中で工事をするということではできないというふうになっております。

高松秀樹委員 そういう一般の家庭が指定業者に工事を頼みますよね。業者は代金をどこから受け取るようになるんですか。

原田水道局副局長 通常であれば、施主に対して請求をするということになります。依頼をされた一般市民の方々とかそういった方と直接御契約されて、代金のほうもそちらのほうから直接お支払いいただく形となっております。

藤岡修美副委員長 本管工事とか排水管工事とか指名業者の登録をされていると思うんですけども、その申請手続自体は指定給水装置工事事業者の申請の中身というはレベル的には違うものなんですか。

原田水道局副局長 基本的に水道局が発注する工事の入札資格と指定給水装置工事事業者の資格は全く別物でございまして、この指定給水装置工事事

業者とは一般家庭の給水装置工事を市内でやることを認められている業者という形です。水道局が発注する工事につきましては基本的には建設業法で定めた資格が優先されますので、こちらのほうの要件に適用した業者が実際には水道局の入札に入ると。現在の状況でいいますと水道局のこういった指定給水装置工事事業者の中から入札を受けられたいということで指名願も出されて、実際には水道局の工事に入札参加されて落札されたという業者もいらっしゃるという形でございます。

今本水道事業管理者 先ほどから給水装置で名称が出ていますが水道管と言われる種類がいろいろありまして、ダムから浄水場までの管、浄水場から配水池に送る管などで、導水管、送水管、配水管、などといいます。そして端末の各家庭の家の中にあるものが給水管、給水装置というふうに言われております。だから、ここの給水装置事業者というのは、1番水道管の端末の工事を担当する業者、小規模のもの、そういうふうに思われたらいいんじゃないかと思えます。水道局が発注する工事は本管の部分で、家庭まで送る大きな管路についてであり、それを水道局の指定業者が工事を行うということです。一方、端末の水道管については給水装置というふうに言っておりまして、これを150幾つの業者が担当して、工事を行うという仕組みになっております。

岡山明委員 要するに水道メーターから各個人の敷地内という状況でいいですね。

原田水道局副局長 水道局の配水管から分岐したところ、いわゆる道路内に水道局の配水管が入っておりますけど、そこから御家庭の中まで道路内の給水管も含んでという形になります。

岡山明委員 イメージ的に受けたのは給水装置というのはあくまでも個人でいくと、水道メーターが一つの大きな個人の修繕というかメーター以降が個人の修繕だと。それ以降は水道局が担当と思っていたんですが、メー

ターが境という状況じゃないんですか。

原田水道局副局長 岡山委員が言われましたのは、維持管理については、道路内の給水管についても本来は、個人の所有物ではあるんですけど、実際にそれが漏水をおこしたときに個人で道路の工事を行って修繕をするのは非常に負担も大きいですし、工事そのものが困難であるということで、それについてはいわゆる水道局のサービスの一つとして、水道局が修繕は行うという内容のものでございます。給水管の工事というのは例えば、家を新築されたときに、家の前には水道局の配水管が通っているんですが自分の家にはまだ水道管がないというときには道路を改めて掘ってそこから給水管を取り出して自分の家まで引かれるというのも含めたものでございます。

宮本政志委員 さっきの高松委員と副委員長の質問に戻りますけど、この157社で仕事ができるから指定を当然受けているんですってさっき言われましたよね。157社の中で何年も実際例えば工事はやってないと。だけど指定を受けている。幽霊会社みたいなところはないんですか。満遍なく157社が1、2年ぐらいで工事をやっているんですか。

中村博行委員長 不明があるから明確にしたいということでしたね。

原田水道局副局長 御指摘の点が一番問題でございます。実際に一度登録されましてもその後1度は工事をされるんでしょうけど、その後、二度目三度目の工事申請が出るかというとならない事業者さんもいらっしゃいます。なおかつ何かのときに、連絡を取りたいと思っても連絡が取れない事業者さんも現在出てきておるといことです。これはもともと水道法でこういった制度が平成8年にできたんですけど、それ以降、更新制度というのがないせいで、事業者の実態がつかめないうためにそういった状況になっていると。これが1番問題ではありました。基本的には事業者さんからの自主申告で事業を止めましたとか、そういったことがないところ

らも名簿から削除等ができないという形になりますので、今現在ホームページに挙げていますリストの中にも実態がない企業さんがいらっしゃいます。これは今の法の中ではこれを勝手に削除するというのは難しい。ただし、市民サービスの面では、やはり市民のほうは状況が分からないので誤って電話をされるとかいう形で連絡が取れないとか、いろいろ御迷惑をお掛けすることになります。この制度ができてしばらくして、全国の水道事業体が何とか更新制度にしてもらえないかということで、国にかなり要望がありまして、今回のこのような形になったというものでございます。ですから、このたびのこの制度を導入することによって、そういった実態のない事業者を排除して、実際に本当にこの地元で仕事をやっていただける事業者さんをきちんと市民の皆さんにも、お知らせできるということになります。

宮本政志委員　今おっしゃったことが言いたかったんですね。仕事をあんまりやってない業者としょっちゅうやる業者で、トラブルを市民の方が抱えたらいけないと思って聞いたんですけど。例えば同じ工事をすると料金はほぼ統一っていうか、近いんですか。というのが市民の方は分からないで電話して、隣の方は例えば10万円で済んだと。いやうちは18万円ぐらい掛かったとかってあまり差があると、そこは水道局があらかた目を光らせんと、そこでもトラブルなるケースっていうのはあると思うんですけど、工事代金とかっていうのは、ほぼほぼ統一っておかしいけど、近いようには心かけるようにされているんですか。

原田水道局副局長　これについては非常に難しいところで基本的に工事代金というのは、工事される事業者と発注された方との個人間の契約になります。ですから、金額が幾らっていうのが高いか安いかというのは双方の合意があればそれは問題がないとは思いますが、ただ、それぞれの事業者によっては設定される単価が違うとかそういったことはあると思います。水道局としてはできるだけ複数の業者に対して見積もりをとっていただいて、その中から選んでいただくように、お知らせはしている

ところでございます。

高松秀樹委員 この1万円の根拠って何でしたっけ。

原田水道局副局長 厚生労働省のほうから日本水道協会というところが作ったガイドラインというのが送られてまいりまして、この中でも算出例というのがございます。ざっと御紹介いたしますと、この中では人件費、印刷製本費、消耗品費、通信費、その他経費ということになっておりまして、人件費はそれに係った職員の作業時間と職員の単価。どういう仕事をするかという受付書類審査記録と書類作成、それから通知、事務説明、指定証の交付、リスト作成とかそういったものです。それから、印刷製本費、いわゆる、必要な申請用紙を交付いたしますけどそういった書類に係る費用、それから指定証の作成をしまして、それに係る費用とそれから消耗品費、これは一般的には事務消耗品です。それから通信費は電話なりファクスなり、また郵送等、そういったものに掛かる費用。こういったものでざっと算出例があるのが、人件費が、9,750円、印刷製本費が130円、消耗品費、通信費が100円、その他経費ということで、大方1万円という算出例がございます。こういったものを参考にしてこの金額にしているというふうに思っております。これをもとに日本水道協会山口県支部、これは山口県内のほとんどの水道事業者が加盟しておられますけど、その中で話をされて、最終的にこの1万円という額に統一しようということになっております。

高松秀樹委員 水道局にも入札指名業者っていうのを登録をされているんですかね。この人たちも更新がありますよね。この更新時には手数料を取っていらっしゃるんですか、取ってないんですか。

原田水道局副局長 入札参加の指名願ですね。これについては法律上、登録しないといけないという形で、登録料は取っても取らなくてもいいものにはありますけど、これについては今現在市でも取ってないと思いますし、

水道局もそれに合わせているという形です。それから入札の参加につきましては参加をされたいという希望のある方のみが、この指名願を出されるという形で、期限も2年という形になっておりますけど、これについては更新というのではなくて2年ごとに新規に出していただくという形になりますので、更新手数料とか更新という形ではないですし、新規に出されるものについては、そういった手数料を取っておりませんので、費用が発生することはないということでございます。

岡山明委員 市民のほうからそういう水道の相談とか受けるんですけど、それで給水に関しては市内でも44社いらっしゃるという状況で、水道局の入札の話もあつたんですけど、工事関係というかそちらの業者さんというのは、何社ぐらいありますか。住民の方が工事をするのに選択する業者を例えば私たちが推薦するのに、市の業者もしていますと、給水の工事もしているという業者がいらっしゃるという方からまずは信頼性があるからお願いしたいという状況がありますので、44社のうち水道の給水関係以外のそういう本管とかの工事に係る業者が何社ぐらいいらっしゃるか確認したいんですけど。両方兼ねている業者ということですか。

原田水道局副局長 水道局の発注工事のほうの入札に参加していただいているのは14社でございます。一応、これについてはあくまでも水道局の発注工事の業者でございますので、確かに指定給水装置工事事業者の資格を持っておりますけど、それはちょっと別に考えていただければというふうに思っております。

中村博行委員長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこの議案についての質疑を打ち切ります。討論ございますか。はい。討論ありませんので採決に移ります。それでは議案第101号、山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第101号は可決すべきものと決しました。それから、議案審査が終わったところで前回の9月定例会で広域化についての計画を言われた中で、議会としては議会報告会の中で12月に検討委員会の最終報告が上がってくると。3月議会では、法定協議会という運びになるというふうなことを議会として報告していますが、今回、それが遅れた理由について簡単に報告してもらえればというふうに考えております。

今本水道事業管理者 それでは現在、広域化の検討委員会最終報告が遅れておりますことの報告をさせていただきたいと思っております。前回の委員会で協議概要と広域化までのスケジュールを報告しまして、検討委員会の最終報告をこの12月議会で、また法定協議会を来年の4月に設置する予定といたしておりました。それに向けて協議を進めてまいりましたけども、今後の両市の財政収支を明らかにするため、最新の平成30年度末の資産状況を基に、今後40年間の施設の更新需要を算出しましたところ、前回、平成26年に同じことをやっているんですが、その数値とかなり両市ともかなりの増減がございました。この4年間に両市とも施設の更新は行っておりますので、当然に差は生じますけども、この更新需要額を基に、両市の今後の財政状況の収支を見込むことから、その差の原因を分析するとともに、資産状況を改めて確認した上で、再度、更新需要額を算出しまして、両市の財政収支見込みを作成する必要があります。この作業に時間を要していることから、最終報告の取りまとめが遅れることになりました。今後は更新需要額や財政収支見込みを初め、他の検討事項についても、できるだけ早く最終報告が行われるよう引き続き協議をしてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが広域化の最終報告が遅れているという報告をさせていただきます。

中村博行委員長 今回は議案優先でこの件についてはまた近々のうちにそうい

った報告ができますよね。そんなに延びそうですか。

今本水道事業管理者 二、三週間前からこの辺の大きな差があるっていうのは分かったんですけども、その原因究明をああじゃない、こうじゃないというそれぞれの市の思いもありまして、なかなか調整ができてないということで、これは簡単にすぐ結論が出るという問題でもないの見込みが立たないという状況でございます。立たないと言いましても、私どもとしては早急にこの問題を解決するためにいろいろ会議をもって対応してまいりたいと思いますけど、見込みというのがはっきりいつというのは申し上げられない状況でございます。

中村博行委員長 この件については本格的にやりたいと思います。

岡山明委員 試算状況の再確認という話をされましたが、それが宇部市側か山陽小野田市側かだけ確認させてください。

今本水道事業管理者 宇部市も山陽小野田市もどちらも金額がかなり違っております。それで今具体的な数字を言うと記録に残りますので申し上げにくいんですが。特に施設のほうの関係で増減がどちらの市も大きいということで、その原因を今明らかにしようということで取り組んでいるところでございます。

中村博行委員長 それではそういうことで広域化の問題については、報告を随時受けたいと思いますのでよろしくお願いします。以上で水道局関係の審査を終わります。お疲れ様でした。では続けてオートレースに行きます。それでは続いて審査番号2番議案第91号令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について、説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 それでは、議案第91号令和元年度山陽小野田市小型

自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について御説明いたします。今回の補正は決算を見込んで、4重勝単勝式車券、以後重勝式と表現させていただきます。この重勝式発売収入を増額し、併せて人事異動に伴います人件費につきましても予算額を調整するものです。最初に予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも7億8,893万9,000円を増額し、総額を136億7,789万5,000円とするものです。それでは、最初に歳入から説明いたします。5、6ページをお願いします。1款1項2目勝車投票券発売収入は、重勝式の発売収入を7億8,893万9,000円増額しています。重勝式当たるんでは、1日の後半4レースの1着車番を当てる4重勝単勝式車券でコンピュータによる自動採番方式となっています。8車の4乗であります4,096通りの車券を1ユニットとし、4,096口の購入申込みが集まった時点で車券を発売するため、必ず当選者が発生する仕組みとなっています。補正額につきましては、4月から10月までの発売実績額等を勘案し計上しています。重勝式のみ補正後の予算額は紙面上には表記されませんが、25億円となります。なお、10月末での会員数は、対前年同期比99%増の12万7,114名となっています。続きまして、歳出について御説明いたします。7、8ページをお願いします。上段1款1項1目一般管理費は、2節給料から19節負担金、補助及び交付金までは人事異動に伴います人件費の調整となります。職員数につきましては、ミッドナイトレースの本格開催に対応するため7月から1名増員し5名体制をとっております。続きまして25節積立金ですが、後ほど御説明させていただきます。続きまして、下段1款2項1目事業費からは歳入の重勝式発売収入の増額補正に連動して各予算額を増額するものです。まず、13節委託料の発売業務委託料9,218万5,000円は、重勝式売上の12%を運営会社へ支払うものです。続きまして、19節負担金、補助及び交付金の上段JKA交付金は、小型自動車競走法第20条の規定に基づきJKAに交付するものです。下段の開催場負担金は、山陽場以外で開催されるレースを重勝式の対象レースとする場合に、当該場に負担金を交付するものです。続きまして9、10ページをお願いします。

ます。上段19節の特別拠出金7,298万円は、業界決定に基づき全国小型自動車競走施行者協議会へ拠出するものです。続きまして3目勝車投票券払戻金5億3,774万3,000円は、小型自動車競走法第16条の規定に基づき売上額の70%を払い戻すものです。続きまして4目勝車投票券返還金2,073万6,000円は、小型自動車競走法第18条の規定により、投票が無効となった場合の返還金を計上するものです。続きまして、3款1項1目予備費は129万7,000円を減額するものです。今年度第1回補正予算でミッドナイトレース本格開催の補正予算を計上した際に、予算上生じた剰余金を予備費に計上していましたが、小型自動車競走事業財政調整基金へ振り替えるために減額するものです。ここで、再度7、8ページにお戻りいただき、中段やや下の25節積立金を御覧ください。上段の小型自動車競走事業財政調整基金積立金129万7,000円がこれに当たります。剰余金を予備費から基金へ振替えて管理しようとするものです。また、下段の山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金4,887万3,000円は、今回の補正予算により生じた剰余金を積立てて、今後の施設改修の原資にしようとするものです。続きまして、お配りしております資料の説明に移りたいと存じます。こちらの資料は、今回の補正後の予算をその性質により大きく4つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。今回の補正により金額が変更となる項目は、表の左端に※印を付した箇所になります。上から御説明申し上げます。2の開催以外に係る収支の固有経費、主に職員の人件費になります。続きまして、3の重勝式に係る収支でございますが、今回の補正の主たるものになります。全ての項目が変更となっております。最後は、4のミッドナイトレースに係る収支になります。第1回の補正予算で生じた剰余金を予備費から財政調整基金へ振り替えるものです。今回の補正による4つの項目の収支合計が、(A) 不足 (B) 不足 (C) 不足 (D) の欄の3,221万2,000円になり、これが単年度収支となります。また、いわゆる2つの債務解消額はこれにリース料の返済額7,671万3,000円を加えた下から3行目の(E) 欄、1億892万5,000円と

なります。これに基金増減額（F）欄、4,498万5,000円を加えた実質収支改善額が一番下の（E+F）欄、1億5,391万円となります。補正予算の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 予算書と今の資料とリンクしているところがありますので、
どうでしょうか。補正だけ全部行きましようか。予算書並びに資料のほうのどの項目からでも質疑を受けます。

高松秀樹委員 補正予算書の6ページを見ると勝車投票券発売収入、これ重勝式だということですが、7億8,800万円ありますけど、これは発売した金額なんでしょう。これでいわゆる経費を差し引いた残りの利益ってというのは、どこをどう見たら利益が分かりますか。

桶谷公営競技事務所長 ただ今いただきました御質問でございます。売上げに対する利益はどこに計上されているかという、御質問でございますが、この補正予算上、利益そのものが明記をされているという項目はございません。剰余金といたしましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、基金への積立金、特に施設改善基金への積立金4,887万3,000円、こちらの金額がこのたびの補正予算による剰余金になっております。

高松秀樹委員 この25の積立金のところだと思うんですけど、ということは約8億円の売上げに対して、この重勝式の場合は約5,000万円、経費差し引いて5,000万円ぐらいの利益が出ているということでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事 高松委員から御指摘いただいたことで、予算書の中では積立金で5,000万円ほどになります。委員会資料を御覧いただければと思います。委員会資料の3番、重勝式に係る収支でございますけれども、こちらが施設改善基金の積立金も含みまして、補正後の総

額が記載されております。重勝式単体で見ますと、約8,000万円ほどの利益が出ますので今回の補正の7億8,000万円でございますと今の予算書の額になります。総額でございますと8,000万円ほど出るという見込みでございます。

中村博行委員長 基本的に売上げの3割やね。それからいろんな経費を引いたものということで、1割ぐらいはこれでいうと残っているということだよね。

宮本政志委員 高松委員が言われた、6ページの7億8,000万円というのは、全額が重勝式の収入ということですか。ちょっと勘違いかもしれないけど去年雑入か何かこれ入ってなかったですかね。800万円何ぼ。オートレース活性化推進事業の助成金か何か。そういうのは含まれずに純粋に全て100%重勝式ですか。

桶谷公営競技事務所長 このたび補正で計上しております、この金額につきましては全て重勝式の売上げでございます。

宮本政志委員 次に8ページの先ほど発売業務委託料の件で12%運営会社に支払うということですが、運営会社ってどこですか。

桶谷公営競技事務所長 日本写真判定株式会社でございます。

宮本政志委員 次に10ページの19番の負担金、補助及び交付金の特別拠出金であります。これは全国小型自動車競走施行者協議会の特別拠出金という解釈ですかね。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 これ売上げの何%とかっていうのもあると思うんですけど、実

際何%なんですか。

桶谷公営競技事務所長 売上げの9.5%でございます。

宮本政志委員 9.5%を単純に掛けてこちらに出ている数字と解釈していいですかね。それに別に掛かっているものがなくて単純に今のパーセンテージでぴったりですということでもいいですか。

桶谷公営競技事務所長 発売収入から返還金を引いたその金額に対しての9.5%でございます。

恒松恵子委員 88ページの職員手当の時間外手当が非常に高額な気がします。皆様働き過ぎではないんですか。

桶谷公営競技事務所長 公営競技事務所はほかの職場と違いまして勤務形態としましても不規則な勤務体系となっております。そういった勤務に対しては時間外手当できっちり対応していく形態をとっております。職員の健康管理をきちんとするというのも所長の仕事でありますので、その辺りはしっかりと管理していきたいと思っております。

中村博行委員長 働き方改革が言われている中でミッドナイトがあつて職員さんは大変やろうと思えますけど。ほかにはありますか。前みたいに売上げが全然足らんで前借りしないといけない状況とは変わってきたけど。

藤岡修美副委員長 ミッドナイトレースは売上げが順調みたいですが、以前現地視察に行ったときに、夜間照明設置のときに若干照明が漏れるというクレームがあつて、その後はどうなりましたか。

桶谷公営競技事務所長 ミッドナイトレースの照明の環境につきましては、設

置した当初につきましては、確かに光が外に漏れるとかという事象もございました。その後、照明の面の向きを変えるであるとか、角度を変えるであるとか、輝度、照明の明るさ等を調整することによりまして、現在はLEDの光が外に漏れるということはありません。

中村博行委員長 選手にとって暗いということも解消されておるといいますか。

桶谷公営競技事務所長 この間何回も何回も調整を重ねてまいりまして、より公正かつ安全なレースができるレベルまで持ってこれたと思っております。

高松秀樹委員 今、ミッドナイトレースの話が出たんで委員会でもらった資料を見ているんですけど、4番にミッドナイトレースに係る収支ということで、12億6,500万円が上がっているじゃないですか。発売金として上がっていますが、これって最終的にはこれぐらいしか利益がないということですか。つまり12億円売り上げたことによって、どのぐらい経費を差し引いて残るのかと思ってですね。

桶谷公営競技事務所長 ミッドナイトレースを開催するに当たりましては、照明器具の設置というのが大きな要素となってまいります。照明施設につきましては、オートレース振興協会の資金を活用して、建設をしておりますので、売上げの一定額をオートレース振興協会のほうに償還をしながら、当面は運営をしていくというふうなそういった構図になっております。したがってそれを償還するまでは、思ったほど利益は出ないというそういった構成になっております。

高松秀樹委員 ミッドナイトレースのこの4番は、単純に12億円売上げがあっても利益は129万7,000円しかありませんでしたということになるんですか。

桶谷公営競技事務所長 予算上ではそのようになっております。

中村博行委員長 この償還は何年ぐらい。

桶谷公営競技事務所長 現在の売上げのペースでいきますと、3年を見ております。

高松秀樹委員 3年の償還が終わった後は。その償還分というのは幾らで今なっていて、その分が今度は利益になるってということですか。それは幾らぐらいですか。

桶谷公営競技事務所長 現在の償還額でございますが、売上げの3.6%を償還いたしておりますので、償還が終わりましたら3.6%がうちの純利益になるという構図になっております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）答弁はありませんので採決に移ります。それでは議案第91号令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第91号は可決すべきものと決しました。ちょっとここで簡単な報告をください。スタンド改修が去年の12月議会の議案審査から丸1年たったわけですね。状況だけ簡単をお願いします。

桶谷公営競技事務所長 オートレース場のスタンド改修につきましては、平成30年の調査委託に基づきまして、今年の2月から基本設計そして実施

設計の業務に鋭意取り組んでいるところでございます。スタンド改修の内容につきましては、東側のスタンドにつきましては、既存のスタンドを解体して、新たにスタンドを新築し、西側のスタンドにつきましては減築して改修することとしております。この間、できる限り本場でのレースと場外発売を行うこととしておりまして、そういった関係から仮設の審判棟を建設し、対応することとしております。こうしたことから建築主体工事そのものが困難なものとなってきております。とりわけ公正かつ安全なレースをするためには、審判の意見が極めて重要となり、仮設審判棟の建設には細心の注意を払う必要がございます。加えまして機器類の移設工事、こちらが大変複雑で建築主体工事並みの困難なものとなってきております。主な機器類といたしましては、競技系の機器類、発売系の機器類、C S放送関係の機器類、あとその他防犯カメラであるとか場内放送関係の機器類とか、そういったもろもろの機器類がございます。そしてこれらに電源を供給する受電設備、あるいは無停電装置、あるいは自家用の発電機などがあり、これら全ての配線のルートの取り直し、あるいは切り替え等が重要な工事となってきます。こうした機器類によっては、既存の設置場所から仮設の審判棟へ移設をし、そして更に仮設の審判棟から新しくできた新スタンドへ移設をするという2段階での移設を行うこととなります。とりわけ競技系の機器類、そして発売系の機器類、そしてC S放送関係の機器類は精密機械でございますので、工事中の振動や粉塵、あるいは移設そのものに耐えられるかどうか、そういったことを慎重に見極める必要がございます。必要に応じて移設ではなく更新も視野に入れているところでございます。現在コンサル業者と市の技術職員、そして包括の受託事業者であります日本写真判定、そして競走会等交えて、鋭意努力を重ねているところでございますが、全体的に作業が遅れていることは否めません。また、工事全体のスケジュールも慎重に見直すこととしております。こうしたことから、議員の皆様への詳しい御説明は申し訳ございませんが、もう少しお時間をいただきたいと存じます。

中村博行委員長　また新たなスケジュールができましたら報告ください。ミッドナイトは1回また視察に行かないと、というふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。オートレース関係についてはこれで審査を終わります。お疲れでした。ここで11時10分まで暫時休憩といたします。

午前11時　休憩

午前11時10分　再開

中村博行委員長　それでは休憩を閉じまして委員会を続けます。次に審査番号3番議案第97号山陽小野田市工場を設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

村田商工労働課長　おはようございます。商工労働課の村田です。よろしくお願ひいたします。議案第97号山陽小野田市工場設置奨励条例の一部改正について説明をさせていただきます。このたびの工場設置奨励条例の改正についてお手元にお配りしましたA4の1枚の資料、山陽小野田市工場設置奨励条例の一部改正についてに沿って説明いたします。現在、本市では企業誘致を積極的に推進していくために、工場設置奨励条例による優遇制度を活用しながら誘致活動を行っています。その優遇制度の種類としましては、工場設置奨励金、建設した工場の固定資産税相当額を補助金として交付します。雇用奨励金、市民を雇用していただいた場合に1人につき20万円、帰市就職者、Uターンの方を雇用していただいた場合は、1人につき40万円交付します。従業員住宅奨励金、従業員のアパートなどを建設した場合に固定資産税相当額を3年間交付します。そして、今回改正させていただきたいのが用地取得奨励金です。小野田・楠企業団地に土地を取得して工場を設置した場合に土地の取得価

格に対して40%の補助金を交付します。この制度は県と連携して実施しておりまして、県も市と同額の40%を交付するなど県と連携して実施しておりまして全国的にもトップクラスの補助率であります。合わせて80%の補助金を交付します。このたびの条例改正は、事業者の責めに帰さない理由により、土地取得の日から3年以内の工場の操業ができなくなった場合に工場の建設の期間を延長することができるようにするものです。次に改正の経緯と理由ですが、現在小野田・楠企業団地には8社が進出を決定しておりまして、3社に対して用地取得奨励金を交付しております。そのうちR区画に進出決定された企業が平成30年度から工場建設に着手されていましたが、建設途中で設備の核となるボイラーのメーカーが倒産し、工場建設がストップしました。このため事業計画を見直しが必要になるなど、土地取得から3年以内の工場の操業が困難な状況となっています。山口県と協議したところ、山口県が用地取得の40%を補助する根拠となる要綱は、このような事態が発生した場合は、事業者への調査を行い、適正な理由があれば工場建設を延長することができます。一方、本市では認めることができないようになっています。この用地取得奨励金は、県と協調して実施しているもので、補助金の取扱いも歩調を合わせる必要があります。資料の参考に記載していますとおり小野田・楠企業団地の区画は、まだ6区画分譲中でありまして、今後もこのような事態が起きる可能性があるため、適正な事由があれば工場建設を延期できるよう条例を改正したいと思います。なお、R区画進出企業につきましても、本来ならこのように県、市が歩調を合わせることは制度開始の際にしておく必要があったこと、また、もしこのまま事業がストップするようなことがあれば土地は放置されるか、市が買い戻すかなど、いずれも市にとって良い状況にはなりませんので、事業の継続を支援するためにも、他の用地取得奨励金を交付していない4社を含めまして、この度の条例改正を適用したいと考えています。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

宮本政志委員 おはようございます。この間、本会議でも出たと思うんですね

ど、事業者の責めに帰すことができない前に、これこれを鑑みてというのが三つありましたよね。世界経済不安と天災と異常気象。天災と異常気象というのは大体こういう法的なことという不可抗力、天災地変とって分かるんですけど、世界経済不安は不可抗力ですよということって例えば実際に想像できないんですけど、どういう想定をしていらっしゃいますか。

村田商工労働課長 この度のこのR区画に進出された企業は藤崎電機さんなんですけど、今名前が変わられてGFという会社になっております。この企業さんがそのボイラーを発注した企業が外国のメーカーでありました。ドイツのボイラーメーカーに発注しておりましたが、そのボイラーメーカーが倒産したということがありまして、事業がストップしてまいりました。そのドイツのメーカーが倒産したということが世界のヨーロッパの景気が悪いということも関係しているということをお聞きしておりますので、そういったことを理由として入れております。

宮本政志委員 ですから、責めに帰すことのできない事由ということは、不可抗力であなただけで責任じゃありませんよということで、例えばその相手先が倒産して、もう世の中に倒産した会社の代わりの会社がないとなったら、一般論でそれは仕方がないけども、ほかに探せばありそうなケースで全て世界経済不安とか景気が悪いということになると、拡大解釈できるんじゃないかなと思ってそれをお聞きしたんです。

古川副市長 今、世界経済というグローバルな書き方もいたしましたけど、結構、進出企業の中には海外へ視野を向けるといいますか、海外に工場持つとかいうようなこともございます。今、いろいろ世界経済は流動的といえますか、あまり言うてはいけないんですけどアメリカと中国のいろんな関係もある中で、それとまたEUもイギリスの離脱とかいう中で、不安要素があると。そうした中で、企業もそういうような海外との取引の関係で懸念もされるということで、少し皆様方から言われましたらオ

ーバーな書き方にも捉えられるかと思いますが、今回、契機になったのが今、課長が説明いたしましたようにドイツの企業の影響もあったということで、グローバルな書き方になったと思いますけど記載させていただきますので、御理解いただけたらと思います。

高松秀樹委員　なかなかこう際立った救済措置をとるんだなという気がしていますけど、まず確認なんですけど、藤崎電機さんがGFというのをもう少し詳しく教えて下さい。これは同じ会社なんですか、別会社ですか、登記はどうなっているんですか。その辺を教えてください。

村田商工労働課長　合併した理由までお聞きしていませんが、9月に藤崎電機さんと100%の子会社なんですけど、ガイアパワーという藤崎電機の自然エネルギーの事業を担っておられる会社とより経営を効率化していきたいということで、合併されてGFという名前になりました。

高松秀樹委員　そもそも市は藤崎電機と契約をしていたと思うんですが、その辺は合併したら違う会社のような気がして、どういうふうに理解したらいいのか教えてください。

村田商工労働課長　グループ会社の合併ですので、申請は変更申請ということで対応するようにしております。

高松秀樹委員　次にこのGFという会社が、今後進出について、どういう状況になっていくのか、間違いなく進出できるのか、つまりここで救済措置を採りましたが、なかなか先に進まないという状況も考えられるのか。その辺をお答えください。

村田商工労働課長　GFは当初、世界初の竹の専焼ということで、竹を主に燃やすということで竹の専焼でバンブーバイオマス発電所を建設するために、ドイツのメーカーと専用ボイラーを共同開発して、事業を進めてお

られました。ドイツのメーカーが倒産したことで、専用ボイラーが使用できなくなったということで、今後、国内のボイラーメーカーと協力しながら事業を継続していくということになったんですが、竹の専焼に関するボイラーってというのが、ドイツにしか技術がないということで、国内のボイラーを使う場合は、竹だけではなくて、木材も燃やす混焼というんですが、木材と竹を両方混焼して発電する通常のバイオマス発電所に今シフトして、発電所の建設ができるかどうかという事業計画を検討されておられるといった状況でございます。

高松秀樹委員　ということは、できるかどうかの検討をされている状況であると。つまり、できるという話じゃないんですよね。ということは、今3年以内の操業も厳しいということですが、我々としては、今後何年以内に操業できるというふうに思ったらいいですか。

村田商工労働課長　今回この条例を改正いたしましたときに、3月末が操業開始の3年以内の操業開始のリミットになっております。それまでに、GFから、今回、工事が延長したという理由と今後の事業計画を提出していただいて、それを審査した上で延長を認めるということになりますので、今事業計画を待つといった状況になっております。

高松秀樹委員　次に藤崎電機さんの用地取得代金というのは、もう市に支払っていらっしゃるんですか。

村田商工労働課長　GFさんは県と市の土地開発公社に土地代は支払っておられます。

高松秀樹委員　先ほど説明がありましたが、今回の条例改正については山口県の産業団地取得補助金要綱が、そういうことになっているから条例も変えますという話で若干触れたんですが、何で最初にこれを確認して、同じような条例にしなかったのかを説明してください。

村田商工労働課長 本来なら議員さんのおっしゃられるとおり、制度を開始するときにきちんと整備しておく必要があったんですが、それぞれで県は要綱、市は条例ということでそこまでのすり合わせをせずに条例を制定してしまったというところは反省しておるところでございます。

中村博行委員長 遅ればせながら県に合わせたということやね。

高松秀樹委員 しょうがないのかなと思うんですけど、全然よろしくないですよ。こういう形で条例改正する、つまり、進出した企業がこういう状況にありましたと。だから条例を変えますと。これ後付け何でもありという形になりかねないですよ。もちろん、我々も土地を取得していただいた企業さんはありがたいと。市も同じお考えですけど、ほかの企業がこういうやり方を見たときにずっとこんな形でいろんな条例をやるんですかというわけでもないじゃないですか。いろいろ反省されている面もあると思うんですけど、部長どうですか。

河口経済部長 高松委員が言われるとおり、こういう事例が発生したということでもう一遍見直したときに、先ほども課長が言いましたように、この土地を活用してほしい、今からそこで雇用も増やしてほしいとか、そういうことも当然ありますので是非せつかくこの機会に取得していただきましたので、この事業を展開していただきたいというところもあります。ただ、それが叶わない部分が出てきます。それも事業所の責めに期さない理由ということも一つありますので、県は原則3年以内ということで書いてありましたので、その辺のずれが出てきたということで、大変私どももまだ反省はしておりますが、この辺でこの土地を有効に活用できるためには、どういうふうにしたらいいかということも含めて検討した結果としてこの条例の改正ということでお願いしたところがございます。

中村博行委員長 分からんところはないけども、釈然としないという部分だろうと思いますが、ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。それでは、議案第97号山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第97号は可決すべきものと決しました。以上で商工を終わります。それでは続いて、審査番号4番、議案第90号令和元年度山陽小野田地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 それでは、議案第90号令和元年度山陽小野田市地方卸売市場を場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は、9月議会で平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計の決算が認定されたことに伴う、歳入の補正でございます。4ページ、5ページをお開きください。平成30年度決算におきまして、歳入合計額が994万248円、歳出合計額が978万9,774円となりましたので、歳入合計額から歳出合計額を差し引きました次年度繰越額が15万474円となりますので、3款1項1目の繰越金を当初予算額1万円から14万円を増額し、15万円としましてそれに伴い、2款1項1目一般会計繰入金を14万円減額するものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは質疑を求めます。

森山喜久委員 繰越金を含めてその状況は、決算のままなんでしょうけど、実際の現在の市場での取扱量、取扱金額等はどういう現状か教えてもらえ

ますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 現在の取扱量につきましては昨年度に比べ、
およそ7割程度に下がっております。

中村博行委員長 3割減ということやね。

森山喜久委員 昨年と同時期よりも3割減ということでよろしいでしょうか。

平農林水産課農林係長 10月までの集計でございますが、今年度の4月から
10月分までと昨年度の4月から10月分までの取扱高を比べた場合、
今年度の取扱高は前年度の68パーセントという量にとどまっております。

森山喜久委員 取扱量も取扱金額も同程度ということでよろしいでしょうか。

平農林水産課農林係長 取扱数量も同様に比べた場合、前年度比で申しますと
67.9パーセントという数値になっております。

中村博行委員長 ほとんど一緒やね。市場運営については、別途集中審査とい
うことでやりたいと思いますので、今回は補正の部分を中心に質疑があ
ればと思いますが、よろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ご
ざいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移
ります。それでは議案第90号令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事
業特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。従いまして、議案第90号は可決すべきもの
と決しました。それでは、続いて審査番号5番、議案第102号字の区

域の変更について説明を求めます。

深井経済部次長 それでは議案第102号字の区域の変更について御説明いたします。これは後潟地区でございます。後潟地区は、平成22年度から圃場整備事業を行っておりまして、今年度は換地事業を行い、それに伴い、区画が変更されたことから字の区域を変更するものでございます。変更となる筆数は81筆でございます。字の区域を変更する場合は、地方自治法第260条第1項により、議会の議決を経て定めなければならないとございますので、今回議案として上程したものでございます。議決後に公告をいたしまして効力が生じるというものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

宮本政志委員 あえてお聞きしましょう。260条の第1項というのは議会の議決は得てくださいねとは書いてあるんですけど、こういった字の区域を新しく設けたり変更したしたりする場合には必ずこれをしなさい、変更しなければならないとは書いてないんで、必ずじゃないけど260条1項にのっかってこの度こういう議案が出てきましたという解釈でいいですよ。

深井経済部次長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 これについて、地元の不都合というのは何かありますか。

深井経済部次長 換地業務によりまして、ばらばらであった個人の土地が1か所に集まるということで、営農についてはしやすくなりますが、不都合というのは今のところ聞いておりません。

中村博行委員長 あったらいけないからいいね。

藤岡修美副委員長 変更前と変更後を見ると逆に変更前のほうがすっきりしているように見えるんですけど、やっぱりしょうがなかったんですね。

深井経済部次長 今まで圃場整備の目的の中に先ほど申しましたようにばらばらであった個人の個々の農地を1か所に集めて営農をしやすくするというのが目的の一つにありますので、このような形になったのは致し方ないところだろうと思っております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。議案第102号字の区域の変更について賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。従いまして、議案第102号は可決すべきものと決しました。それでは続いてまいります。審査番号6番、議案第98号山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

森弘建設部次長兼土木課長 議案第98号山陽小野田市道路の技術的基準を定める条例の一部改正をする条例の制定についてであります。お手元に配付いたしました資料、自転車に関する道路構造令の改正を御覧になっていながら説明をお聞きください。今回の条例改正は、道路構造令が改正されることに伴うものです。改正の理由は、自転車が歩行者と接触事故を起こし、それが重大事故につながるという自転車関連事故の増加が社会現象となり、良好な自転車通行秩序、自転車通行者の観点から、実現する必要が生じたことによるものです。このため自転車専用の通行空間を整備するとともに、自転車と自動車、歩行者との適切な分離を進め、警察と道路管理者が連携して自転車道及び自転車通行帯の整備に取

り組んでいく必要があります。しかしながら、改正前の道路構造令においては、自転車道の幅員は原則2メートル以上とされていたため、自転車道の設置に必要な幅員を確保できないことにより、道路管理者が自転車道を整備しづらい状況にありました。一方で、道路交通法に規定された普通自転車道専用通行帯については、幅員が1.5メートル以上と規定されており、その設置が進められ、自転車関連の事故の減少等、自転車使用者の不安感、低減に効果を発揮しています。こうした状況を踏まえて、自転車通行空間の一層の推進を図るため、道路構造令が改正され、自転車通行帯に係る規定を設けることとなり、道路管理者が道路新設及び改築時には自動車及び自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路等については、自転車通行帯を設けることが可能になりました。なお現在、山陽小野田市道においては、自転車道及び自転車通行帯を設けておりませんが、条例を改正することにより、さまざまな交通環境の変化に柔軟に対応していくことができるようになります。以上御審議のほどよろしくお願いたします。

中村博行委員長　それでは質疑を求めます。

藤岡修美副委員長　国道県道ではアバウトにイメージ湧くんですけど、道路の幅員とか考えて本市の市内でこういった自転車道は可能なんですか。

森弘建設部次長兼土木課長　道路の存在する地域が地方部の場合、第3種。都市部の場合、第4種という区分になります。1日の車の通行予定台数で設計基準交通量、道路の構造、幅員が決定します。現在の道路の敷地が決定していますので、それを自転車通行帯として、幅を広げる余裕というのは基本的には道路の敷地いっぱいに使っていますので、現在の状態ではそれを建築できるような道路ありませんが、新設する場合には自転車通行帯を設けることは可能です。

中村博行委員長　現在はあるものをそのまま活用してするというのは管路に近

いということですね。

藤岡修美副委員長 都市計画道路をこれからやる計画があるのかな。街路で計画決定してあるんですけど、その辺でこういった自転車道を加味して幅員を変えるとかいう構想はあります。

河田都市計画課長 都市計画課の河田です。現在、市のほうで行う都市計画道路の施工の予定は今のところありません。今後ある場合は検討していかないとけないと思っております。

高松秀樹委員 資料の背景、必要性のところに自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少に留まると、これは国の調査か何かだと思うんですけど、本市の状況は把握されていますか。どのぐらい自転車対歩行者の事故が起きているのか。

森弘建設部次長兼土木課長 山陽小野田署に聞き取った結果では、平成28年が28件、平成29年が24件、平成30年が14件で、今年10月末で17件というふうにお聞きしております。

高松秀樹委員 山陽小野田警察署のほうから、どこの道路がこういう状況になって危険だという指摘はありますか。

森弘建設部次長兼土木課長 そこまでの精度でお聞きはしておりません。済みません。

高松秀樹委員 ということは、今回の条例改正は取り急ぎどうのこうのという話やなくて、国交省からの話もあって条例改正に踏み切るということですよ。これによって、藤岡副委員長も言われましたけど何か改修の予定があるということではないということですね。

森弘建設部次長 先ほど言われました道路構造令が変わったことによって、この道路構造令をバイブルとして私ども道路を造りますので、これを変えておけば、新設の道路が計画されたときに、こういう手法も図れるという準備でございます。

高松秀樹委員 我々、皆さん車を運転していますよね。歩行者対自転車ではなくて、自転車対乗用車も非常に危ない場面もありますよね。歩道に至っては、自転車もなかなか通行しにくいようなところもありますよね。条例とは関係ないんですが、是非原課はその辺の確認をしっかりとされながら、この条例改正は安全についての条例改正なので、いろんな方面からの安全について検討していただきたいというふうに思っています。

中村博行委員長 非常に大切な提案ですけども、これは執行部の皆さんもそれぞれ経験のあることだと思いますので、早く改善できるように鋭意努力をお願いしたいと思います。

岡山明委員 さっきあったんですけど、今回の一部改正で山陽小野田市に該当する道路はないということですか。今の都市計画も新しい道路に関しては、設計の基でやるんでしょうけど、今の既存の道路に関しては一部改正に該当する道路はないということですか。

中村博行委員長 しないといけないのは全てなんだけど、できないということです。だから新たにする時はやりましょうということやね。それでは、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので採決に移ります。議案第98号山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第98号は可決すべきものと決しました。続けて、審査番号の7番、議案第86号令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第86号令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。歳入について説明します。2款繰越金1項繰越金1目繰越金、402万3,000円を増額補正し、補正後の額を927万9,000円とするものです。これは平成30年度決算が確定したことから、繰越金402万3,000円を増額補正するものです。次に歳出について説明します。2款予備費1項予備費1目予備費について、繰越金と同額の402万3,000円を増額補正し、補正後の額を1,879万6,000円とするものです。補正予算書の2ページをお開きください。歳入合計、歳出合計ともに402万3,000円の増額補正により、2,803万1,000円となります。今年度、予備費を充当する事業がなかった場合は令和2年度に未整備箇所の舗装及び駐車枠の設置などの工事を実施したいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

高松秀樹委員 新しく委員になったものですから、この駐車場の施設と料金の概要を簡単に結構ですのでお知らせください。

河田都市計画課長 駐車場の施設につきましては、駐車できる駐車枠の台数が190台分ある施設になっております。それから、駐車料金等につきましては、1時間までは無料、2時間までが100円、4時間までが200円、12時間までが300円、18時間までが400円、24時間までが500円、そして24時間を超える場合にあっては、6時間ごとに

100円を加算するという料金システムになっております。そして24時間という枠につきましては、駐車をした時間からということになっておりますので、日を超えて駐車した場合でも、24時間は駐車した時間が例えば朝8時であれば翌日の8時までが24時間という計算のシステムになっております。

中村博行委員長 これは新たに料金表を資料でいただけますか。

河田都市計画課長 料金の一覧表でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは御提出いたします。

中村博行委員長 償還も終わってあとは整備ということですね。

恒松恵子委員 駐車場横の管理人室が中が丸見えでセコムも貼ってあって無人化されたので誰もいないように見受けられるんですが、あそこは使っていらっしゃるんですか。

河田都市計画課長 管理人室につきましては使用しておりません。

恒松恵子委員 撤去の御予定などは考えておられないということですか。

河田都市計画課長 トラブル等あったときの確認のためのパソコン等のシステムが置いてありますので、撤去の予定は今のところありません。

森山喜久委員 先ほど令和2年に駐車枠の舗装をしたいという話もあったんですけど、この前出入り口が2か所になったということで、その出入口2か所に対しての防犯カメラは設置していると思うんですけど、場内全体に対しての防犯カメラを検討する予定があるかどうか教えてもらえますか。

河田都市計画課長 今おっしゃられたように場内を監視するカメラは今付けておりません。現状では場内でのトラブル等についても報告を受けておりませんので、今、料金システムの防犯カメラのみということで、現状は考えております。もし、トラブルとか事故とかが多発するようであれば、その辺も検討しなければならないと思っております。

宮本政志委員 さっきの190台というのは、全部で駐車可能が190台ですか。

河田都市計画課長 今舗装してある部分に枠を作っているところは190台分あります。今後令和2年度に未舗装の部分、そこには枠がありませんので、舗装して枠を設置すると、そこには80台程度の駐車枠が設置できるのではないかと考えております。

宮本政志委員 近隣の方でもあそこをずっと使われてらっしゃる方が何台ぐらいあって、あと定期券がありますよね。そういった方が何台ぐらいあるんですか。

河田都市計画課長 定期券というのは月4,000円の定期券があります。今40台程度。それから近隣にお住まいの方は10台程度ございます。

宮本政志委員 なら50台は大体止めて、190台分があれば一番多いとき、例えば今からお正月とか迎えますけど1年のうち一番のピーク時でも、止められないで帰られる方はおられないくらい余裕があるということですよ。

河田都市計画課長 今定期券は合計で40台ということで、その中に近隣の10台は含まれます。合計で40台でございます。それから駐車に関しましては、先ほども言われましたように年末年始とか3連休とかゴールデンウィークに増えるときがあります。今、満車制限が必要になっており

ますので、現在は260台で満車制限を掛けるということで、以前は250台としておりましたけど今260台ということで年末年始に向けて変更しています。満車になる場合が年に数回ございます。これにつきましては、大変申し訳ないんですが、システム上満車になったという記録がありませんので、警備員とか職員とかが見たときに、満車の状況があったということで、いつ満車になって、何回あったというのははっきりした数値はございませんが、年に数回、3連休とかゴールデンウィークとかは満車という表示が出る場合がございます。現在は砂利の未舗装の部分がございます。そこに80台程度止められると思いますので、今190台と80台、約270台程度止められる予定になっております。それから、先ほど申しました近隣で使われる方が10台程度あるので、260台で満車というふうにしております。そのほかの方は土日は余り使われない、通勤とかに使われる方ですから、そういう形で満車制限を掛けておるといってございます。

高松秀樹委員 近隣の方というのは、近隣の方が駐車場として使っているということですか。その場合の料金体系ってどういうふうになっていますか。

河田都市計画課長 定期券の料金体系が1か月4,000円ということで通勤とかに使われる方と同様の金額で、定期券を発行しております。

中村博行委員長 次は予算のときに詳しくやりましょう。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。議案第86号令和元年度算用田駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第86号は可決すべきものと決しました。続けて審査番号8番議案第99号山陽小野田市手数

料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第99号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が令和元年5月17日に公布され、11月16日の施行に伴い、法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定及び法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定において、申請手数料を改正するものです。法第30条の規定に基づく認定の改正は、複数の建築物の連携による高い省エネ性能を実現しようとする取組を推進するため、複数建築物の計画の認定申請が追加されたことと、共同住宅の審査手続の合理化を促進するため省エネ基準に影響の少ない通路などの共用部を計算しない評価方法を導入することによるものです。法第31条の規定に基づく変更認定の改正は、法第30条で、計画認定された内容に変更が生じた場合の変更認定申請です。法第36条の規定に基づく認定の改正は、共同住宅の共用部を計算しない評価方法の導入と、省エネ性能の算定における住戸及び共用部の個別計算が煩雑であることから、評価方法を簡素化して申請側及び審査側双方の負担を軽減するため、一戸建て住宅のモデル住宅法及び共同住宅のフロア入力方法を用いた評価方法が追加されたことによるものです。提出しております資料1、資料2を御覧ください。資料1が法第30条及び法第31条に係るもので、新築建築物における複数建築物及び共同住宅の共用部除外の申請手数料について追記したものです。資料2が法第36条に係るもので、既存建築物における共同住宅の共用部除外やモデル住宅法及びフロア入力法などの簡易評価方法の申請手数料について追記した内容です。現時点では、長期優良住宅認定制度や低炭素建築物認定制度の申請者が多く、本制度の申請実績は山口県内全部で年間2件程度となっております。なお、認定に係る申請手数料の金額については、山口県と同額としております。説明は以上です。御審査のほどよ

ろしくお願いいたします。

中村博行委員長 分かりにくいところもあろうかと思いますが、質疑を求めます。県全体で2件ぐらいやね。市内はどうですか。

河田都市計画課長 山口県の実績を確かめましたところ、平成28年度に2件、平成29年度に2件、平成30年度はゼロという実績でございます。今後は法改正等によりまして少しずつ認知されて増えてくる可能性はあります。市内は現在のところはありませんが今後は出てくる可能性があります。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では採決に移ります。議案第99号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第99号は可決すべきものと決しました。ちょっと12時を過ぎましたが時間も時間延長しまして都市計でありますので次に移ります。それでは審査番号9番、議案第103号町及び字の区域並びにその名称の変更について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第103号町及び字の区域並びにその名称の変更について説明いたします。今回の住居表示実施予定区域は、大字西高泊の一部の約5ヘクタールの区域で民間の住宅団地開発により、市街化された地域です。当該区域について住居表示を実施することにより、誰でも分かりやすい住所の表示に改めることができるため、住民の利便性向上に寄与することが期待できます。令和元年6月市議会定例会において住居表示に関する法律第3条第1号に基づき、市街地の区域及び当

該区域における住居表示の方法についての議決を得ており、今回、この区域の住居表示の実施に当たり、地方自治法第260条の規定により町及び字の区域並びにその名称の変更について、議会の議決を求めるものです。提出しております資料、住居表示街区割案図を御覧ください。住居表示を実施する区域は赤線で囲んだ区域であり、当初からの変更はありません。新町名については、令和元年7月19日に該当自治会より、上の郷とする旨の報告書が提出されましたので、市は8月6日に同意し9月12日から30日間の公示を行いました。11月15日に第2回の住居表示審議会を開催し、町及び字の区域並びにその名称の変更について、審議会の承認を得ております。また、住居表示の街区割りにについては、図のとおり、9街区として進めているところであり、令和2年1月下旬に住居表示を実施したいと考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長　それでは質疑を求めます。

宮本政志委員　質問じゃないですが、要望とか意見です。住居表示をされますよね。された後例えば、住民の方が例えば法務局とか行ってちょっと調査しようと思っても従前の地番でしか出ませんから、時々なんでやろうと分からないという方が結構多いんですよね。その辺り自治会の回覧等で、そういった自分のところの情報を法務局とかで取ろうとした場合に従前の地番はしっかり覚えておかれてということのを回覧とかで教えてあげたほうが親切と思います。これは要望と意見です。

河田都市計画課長　該当される方につきましては、それらのことを記載した通知をこちらから出します。個人個人に通知を出しますので、そういう形で対応したいと思います。

中村博行委員長　質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移ります。議案第103号町及び

字の区域並びにその名称の変更について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第103号は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。ここで午前の審査を終わりにして後は1時5分から再開しますのでよろしくお願ひします。それでは、休憩に入ります。

午前12時5分 休憩

午後1時5分 開会

中村博行委員長 それではお昼の休憩を解きまして午後の委員会を始めます。

それでは審査番号第15番、議案第1数93号令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第1回)について説明を求めます。

井上下水道課長 それでは、議案第93号令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第1回)について御説明いたします。今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整等によるものです。補正予算書の1ページを御覧ください。第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入総額である下水道事業収益は、支出の財源となる一般会計補助金等を401万2,000円増額し、18億3,551万5,000円とするものです。支出総額である下水道事業費用は、人件費の調整として401万2,000円を増額し、18億131万3,000円とするものです。次に、第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入総額である資本的収入は、支出の財源となる一般会計出資金を352万3,000円増額し、

16億9,594万6,000円とするものです。支出総額である資本的支出は、人件費の調整として352万3,000円を増額し、24億1,511万2,000円とするものです。これら補正予算の詳細につきましては、補正予算書14ページ以降の明細書に掲載しておりますので御確認ください。次に第4条の特例的収入及び支出でございますが、平成30年度打ち切り決算認定に伴い、本年度に引き継ぐ未収金を1億2,660万6,000円に、未払金を7,001万8,000円にそれぞれ確定し、減額補正するものです。第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を人件費の補正に伴い、増額補正するものです。第6条は、一般会計補助金の補正に伴い、増額補正するものです。なお、今回の補正予算を反映させた予定キャッシュ・フロー計算書を6ページに予定貸借対照表を10、11ページに予定損益計算書を12ページに掲載しておりますので御確認ください。また、8、9ページには、開始貸借対照表を掲載しております。これは、当初予算時には予定金額であった、未収金、未払金や固定資産等が確定したことから、法適用初年度、平成31年4月1日現在の開始貸借対照表として確定するものです。以上、下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。主に人件費関係だけね。工事関係はないでしょうね。退職金の引き当てですよ。一部適用ということで、副市長のほうから答弁があったと思うんですけど。3月の当初予算のときに注記ということで退職給付引当金については、一般会計がその全部を負担するというふうに明記されたものをいただいておりますね。これは確認ですけども公営企業法でその一部適用ということで、もう1回説明をいただければと思いますけども。

古川副市長 本会議場で全部適用、一部適用ということを申し上げましたが、下水道事業会計のこの4月から一部適用で企業会計の適用になったんですが、ここの職員は基本的に今の市長部局の職員と人事異動が当然行わ

れます。水道とか病院のように企業職員として、採用している状況ではないということで、委員長おっしゃられましたように下水道会計の中で退職手当引当金も積み上げるのが、企業会計の本来の姿なんですけど、そういうところまでも余裕がないということで、基本的には一般会計のほうで見るという形になろうかと思います。仮に、下水のほうで払うとしても、一般会計のほうから、繰出金が増えるという形になりますので、退職金についてはそのような形で一般会計のほうで見るという形になるんだろうというふうに考えております。

中村博行委員長 賞与等は下水道会計の中から支出ということですかね。退職金だけですよね。

西崎下水道課管理係長 退職金のみです、給料や賞与につきましてはこれまでどおり、下水道会計から支出をいたします。

岡山明委員 4、5 ページで一般会計の負担金、補助金があるんですけど国から下水に対する予算の部分が年々減ってきているという状況があるんですけど、来年は予算の関係っていうのはどうなりますかね。大体6割7割程度と話を聞いているんですけど、そういう状況の中で来年も同じような削減をされるという形になりますか。

井上下水道課長 国庫補助金事業のお話だと思います。ずっとこの何年間か要望額に対して実際に補助として内示があり確定した額というのは要望額の5割、6割っていうところでずっときておりまして、この令和元年度については、もう少し良くて6割からから8割ぐらいのところになっております。令和2年度も一応、うちの事業計画に基づいて満額を一応要望しようと思っておるんですが、これがどのぐらい付くかというのは全く情報がございませんので、申し訳ございませんけれどもお答えができません。

中村博行委員長 目安としては、最近が6割ぐらいということで聞いていますけども。

岡山明委員 6割という状況で6割の国庫補助ならば事業計画も6割で立てられるということになるんですか。

井上下水道課長 あくまでも予算のときは100%つくということで予算要求しておりますので、その100%に応じた事業メニューを考えておりますが、実際に6割であれば、その中から優先すべきものを選んで、もし足らなければ翌年度送りということで、対応させていただいております。

岡山明委員 基本的には要望額の100%に近い計画を立てられた上で進められておるとい状況ですか。それで6割。あと4割の部分は削減の下で、選択するという、そういう形ですか。

井上下水道課長 そうでございます。過去に何年間か5割、6割で止まっておりましたので、要はその過去の積み残し分を次の年にやってきた関係で、予定より、当初の7年計画より進捗は遅れております。

中村博行委員長 今は年間0.5%ということですが、正確な数字があったら教えてください。

井上下水道課長 平成30年度末で現在普及率は54.1%でございます。

岡山明委員 委員長からのお話もあったんですけど今年間0.5%の普及率という話をされました。それはあくまでも現状の国庫補助で0.5%という普及率が決定しているという状況で、本来は1%という近い数字ですから、本来の100%であればその数字はどうなりますか。

井上下水道課長 国庫補助だけではなくて、当然単独費と一般的に言っていま

す単独適債事業での整備もやっておりますが、一番伸びがない原因は管路の整備要望もあるんですけど、処理場の改築更新のほうに、今まで以上に予算の配分をしている関係で伸びが1%から0.5%になっているというのがどちらかと言えば大きい原因のほうでございます。

中村博行委員長 施設の老朽化に伴う修繕で、トータル的なところを確認ですけども現在の企業債残額は。

西崎下水道課管理係長 予算書の9ページの開始貸借対照表でございます。右上の負債の部となっております。固定負債の(1)企業債の合計の162億6,065万6,000円と、流動負債(1)の13億5,019万5,000円の合計が、平成30年度末の企業債残高になりますので、176億1,085万1,000円となっております。それでちなみに言いますと次の10、11ページに予定貸借対照表ということで今年度末の財政状態を表したもので同じところを見ていただくと、固定負債が157億5,496万2,000円で流動負債が、13億9,049万4,000円の合計171億4,545万5,000円が令和元年度末の企業債残高の予定でございます。

中村博行委員長 この間随分減ってきたというふうな認識ですけども、見方としては。

西崎下水道課管理係長 毎年大体元金ベースで13億円から14億円、企業債を償還しております。ですので、毎年これぐらいは減少するのと新たに企業債を借りるのもありますけれども、全体的に言いますと逡減している状況でございます。

藤岡修美副委員長 水道局の関係で資本的収支、それから収益的収支のバランスで料金を上げないともたないということで、水道局が今いろいろやっているんですけども、下水道事業に関して特に企業会計になって、その

辺の資本的収支とか水道に比べてはるかに投資額が大きいと思うんですけども、その辺の料金改定の見通し等々があれば。

西崎下水道課管理係長 水道事業と下水道事業の違いと申しますと事業開始の年数がかなり違います。水道に関しましては、恐らく昭和の1桁台ぐらいから事業開始しておりまして、下水道につきましては昭和46年から事業開始をしております。管渠等の耐用年数は約50年でございますので、まず下水道に関しては、処理場関係の機械や電気設備が耐用年数を越えたものから長寿命化計画で修繕しておりますので、まだ水道のように管渠をどんどん更新していかないといけないという時期ではございません。それらの更新も掛かってくると更新費用をシミュレーションしまして、それに対する財源が幾ら必要かっていうところを見て使用料も考えないといけないと思っているんですけども、現在では、そこまでの状況には至ってないというふうに考えております。

中村博行委員長 主に補正は人件費でありますので、それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第93号令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第93号は可決すべきものと決しました。それでは続けて審査番号11番、議案第100号山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

辻永建築住宅課長 議案第100号山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、建築住宅課から新旧対照表に沿って御説明いたします。はじめに3ページをお開きください。第10条第1項第1号及び

同条第3項の新旧の下線部分についてです。近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、今後、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念されるため、国は民法を改正し、施行は翌年4月1日です。また、公営住宅管理標準条例（案）を平成30年3月に改正して保証人に関する規定を削除しました。本市でも、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人の人数を2名から1名に減じることに伴う改正を行います。次に、2ページをお開きください。第5条第1項の新旧の下線部分についてです。入居者の資格について入居予定者と市営住宅の賃貸借契約を締結するにあたり、その者が住宅使用料を納期限までに納付する姿勢があるかを確認するために、その者に対し現在、市町村税の滞納がない証明書の提出を求めています。現行の条例には明記されていませんでしたのでこれを明記することとしました。それから、6ページをお開きください。第53条の5第1項、新旧の下線部分についてです。コミュニティ住宅の収入超過に関する認定は、現在その基準が他の市営住宅の収入認定のそれと異なっていますが、他の市営住宅との公平性の観点から、同一の基準とするため、それに伴う改正を行います。なお、この変更により、既存入居者の中で影響を受ける者はないことを確認しております。その他の下線部分については、法令及び条例等の改正、住居表示、地番変更等により現状にそぐわない条文となっていますのでこれらを是正しました。内容は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長　ただいま説明が終わりましたので。

森建設部長　先日の本会議場で吉永議員さんからの第5条に関係の質問いただいたんですけども、私が不勉強な関係でお答えできませんでしたので、併せて説明をさせていただきます。

辻永建築住宅課長　先ほどの件について説明をさせていただきます。第5条に今回新たに付け加えた第1項第4号ただし書きにおいて市長が特別の理

由があると認めるときという部分についての質問だったと記憶しておりますその件ですが、市町村税の滞納はあるが現在その分割納付履行中であるなど、住宅使用料を納期限までに納付する姿勢が認められると判断できる場合には特別な理由があるものと考えております。

中村博行委員長　それでは質疑を求めます。

森山喜久委員　今回、連帯保証人を2人から1人という形でされるんですけど、基本的なことをお伺いしたいんですけど、入居者はこの連帯保証人の変更事項を市のほうは確認しているのかどうか。毎年、要は入居時はもちろん連帯保証人がいますよとでやっているんですけど、一定程度になったら悪い言い方をすれば亡くなられた場合とか、仕事はなくなった、辞められたというふうな状況で本人はもちろんですが、連帯保証人自体の条件が変わってきていると思うんですよね。その確認はどういうふうな状況になっているのか教えてもらえますか。

辻永建築住宅課長　森山委員の言われる確認についてですが、申し訳ありません。毎年実施しておりません。最近調査した事例としては平成25年で期間が空いておりますが、その時の入居者について調べた記録は残っております。

森山喜久委員　確認ですけど毎年はしてないけど一定年度の年数で全体的な確認をしているという理解でよろしいでしょうか。（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）先ほど説明があったんですけども、その一方で2人から1人という、普通だったら厳しくするのかなとか思いながらも、今回はやはり市営住宅に住ませるという前提条件でやるという形があるんですけど、その一方で連帯保証人の確認ができてないという形については今後どういうふうにするか今の予定があれば教えてください。

辻永建築住宅課長　具体的に予定を計画しているわけではありませんが、現実

問題としてそのような実態がありますので、早急にその計画を今後検討していきたいと考えております。

高松秀樹委員 1人の連帯保証人だということですが、その連帯保証人が例えば亡くなっておるとか消息不明になった場合には、法的にはどういうことになりますか。連帯保証人に保証を求める場合に亡くなった場合は法的にどうなるんですか。誰に請求が行くんですか。

辻永建築住宅課長 基本的には入居者が本来負担すべきものであって連帯保証人は一応、名前のおり入居者として連帯して保証するということがありますので、通常、法的にどうかという私のほうでなかなか言いづらいところがありますが、基本的に入居者に対して求めていく対応にはなろうかと思えます。

高松秀樹委員 入居者に対応を求めても対応されないから連帯保証人取るんじゃないですか。それをまた入居者にというのであれば最初から連帯保証人は必要ないと思います。

辻永建築住宅課長 連帯保証人がいないと分かった場合には、その時点で入居者に対して新たに付けるか付けないかとかそういうことを求めていくのが実際の作業にはなるのではないかと考えております。

高松秀樹委員 そんなこと言っているんじゃないですよ。それは確認作業の話でしょ。そうじゃなくて何かあったときに連帯保証人に保証を求めるという場面が生じたときに例えば連帯保証人を調べたら亡くなっておられましたと。それで当の本人も無理ですと。そういう場合は法的にどうなりますか。放棄をされるのか、それとも連帯保証人のよく分かりませんが、親族とかそういうのを探されるのかっていうことをお聞きしたんです。

中村博行委員長 親族とかどこまで及ぶのかっていうものがね。

安重建築住宅課主幹 主幹の安重でございます。御質問の趣旨はもう連帯保証人が亡くなっていて、本人も例えば亡くなっていてこのお金はどうなるのか。残った家財とかの処分はどうなるのかという御質問だろうかと思えますけれども、そういった場合につきましては、入居者の相続人のほうにコンタクトを取って処分をお願いしていくという形になります。

高松秀樹委員 入居者に相続人がいらっしゃらない場合は連帯保証人のほうになるんですか。

壹岐建築住宅課主任主事 建築住宅課の壹岐と申します。入居者に相続人がいない場合は相続財産管理人という手続がありまして、家庭裁判所のほうに届ける手続になるんですけども、こちらのほうに相続財産管理人を選任する手続をとります。

高松秀樹委員 質問の意味は連帯保証人に関して、連帯保証人がいない場合に親族等に影響を与えることはありますか、ありませんかということです。

壹岐建築住宅課主任主事 本来、連帯保証人が亡くなった場合、連帯保証人の相続人に負債は相続するものでございます。親族に影響が及ぶということになります。

宮本政志委員 先ほどからの高松委員と森山委員の連帯保証人の御質問はすごい重要なことで、そもそも入居者とは文書での契約書っていうのは交わしていないんですか。

辻永建築住宅課長 文書で契約をしています。

宮本政志委員 その場合の賃貸借契約書には例えば入居者が連帯保証人を出し

て、一般論で言えば、その連帯保証人が亡くなったり、あるいは勤めた会社を辞めたりというその条件変更があった場合は、入居者が連帯保証人の変更がありましたと一般論的には義務があると解釈しているんですよ。つまり市が5年後に気付いたとかっていうんじゃなくて、本来入居者の義務として連帯保証人の変更は速やかに賃貸人に市のほうに伝えるって文面が普通は入っているんで、そういったものが入ってないからゆるゆるというか。そういう文面は入ってないんですか。

辻永建築住宅課長 入っております。

宮本政志委員 通常入っていますよね。ということは今の二人の委員の質問がすごい重要になってくるんで、本当は毎年あるいは半年に確認をしなくても本来は入居者が告示する義務があるんで、変更があったらやっぱりしっかり入居者の方に何年かたったら忘れるんで、その辺りはお伝えをしていって、連帯保証人がいなくなったというところはしっかりしておかないと色々な法的な問題が生じると思いますので、その辺りはしっかりしていただきたいんですけど。続けて質問なんですけど、先ほど最初、市営住宅の本来の意義をおっしゃいましたよね。仮に連帯保証人がもし出せない高齢者の方とか身体障害者の方がいらっしゃった場合は市は特例で、本当にしょうがないんだというときは、連帯保証人なしでも入居させてあげますよということは全くないんですか。

辻永建築住宅課長 現在の条例においては連帯保証人2名となっておりますが、その中でも先ほど御説明させていただきました第3項については、特別な理由がある限り、連帯保証人を減免できるという規定があります。それに基づいて当課では要領を策定しておりますが、それには特別な理由があると認められた場合には2名を1名に減免できるという規定があります。ですから今回の条例改正に伴って、2名が1名になるという形になりますから、その1名も1名から必要ないという減免ができるよう、その要領を改正することも現在検討しているところであります。

宮本政志委員 市営住宅の意義を最初冒頭でおっしゃったでしょ。例えば市営住宅の中でも年収が高くて上限ぎりぎりでいらっしゃる方もおっと思ってらっしゃるんですよ。なるべく民間に行けそうな方はやっぱり行っていただくように促しながら、部屋が空いてきたらそういう連帯保証人をどうしても出せないんだと。でも住むところも困っているという人に優先と言ったらおかしいけど、貸してあげる方向でも条例を考えてもらえたらなっていう要望になります。

岡山明委員 今回は保証人が1人という話なんですけど、これが1人にしたっていうのが身寄りのない単身高齢者が増加しているということが入っていますよね。今までの2人を1人にしようと。例えば生活保護を受けられる方とかになると身寄りのない単身の該当者が多いということで1人にしていくという状況の中で、1人確保できない場合の対応は特別な事情があれば、市長の判断の下で入居できるということでしょうか。

辻永建築住宅課長 そのケースも事前に相談していただいて特別な事由に該当するというふうに判断できれば、減免ということを想定しておりますので、そういった形での要領の変更も対応しているところでございます。

岡山明委員 入居されている方の中にそういう方がいらっしゃるかどうか今後の参考に分ければ。

辻永建築住宅課長 現在の条例の規定としては2名ですので2名から1名になったケースはあります。現在0名というのはありません。

高松秀樹委員 特別な事情があると認める者とありますよね。特別な事情っていうのは、いわゆるケースバイケースとのは非常に恣意的な操作になってしまう可能性があるんですけど、どのように判断を誰がなさるんですか。市長がとありますが、市長が判断するとは思えないんですけど。どういうケースですか。

辻永建築住宅課長 条例の第10条第3項のことであると思いますが、これに基づいて、当課で策定している要領については3項目ほど記載しております。一つが生活保護法の規定により、家賃を納付する手続をとる生活保護の受給者。もう一つが、60歳以上の者または60歳以上の者と18歳未満の者で構成される世帯で市営住宅に入居等をするものが決定したものです。3番目は前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認めるもの。そのような書き方をしております。

高松秀樹委員 やむを得ない事情ってどういう事情を想定されていますか。

辻永建築住宅課長 手続上の話になると思いますが、実際に相談に来ていただいたときに、相続関係図などを書類に書いていただいて、どの程度実際に探して連帯保証人を拒否されたかというところまでお聞きして、実際に本当にいないということを確認した上でという話になるかと思えます。その説明ができる方がやむを得ない事情があると、前の1つ目、2つ目の説明をさせていただいたものも含まれますが、そういったことを想定しております。

高松秀樹委員 ということは、生活保護受給者の方で60歳以上18歳未満がどうのこうの。この方たちは基本的には連帯保証人が要らないと判断していいんですか。

辻永建築住宅課長 連帯保証人が要らないかというのは4月1日以降の条例改正後の話として、もちろん無条件でどうかは申請をいただいて話をお聞きして、その内容に問題はないと判断できる方であれば、決定することができるのではないかと考えております。

岡山明委員 2人から1人になったという状況で高松委員のほうがあって、滞納とか出て、2人が1人になったということはそれだけそういう滞納の危険性が出たという状況で実際、払ってないという方もいらっしゃるとい

う。そうすると不納欠損という形で処理されていると思ったんですけど、出ている数字はありますか。

辻永建築住宅課長 不納欠損っていうことについてはこの市営住宅の住宅使用料が私債権であるというところもあって現状は不納欠損ができない取扱いになっているというふうに認識しております。ですから、滞納に関しては、実際、市から裁判所に条例上は家賃を3か月以上滞納した場合には明渡しを請求することができると思いますので、実際3か月を経過して督促催告、連帯保証人への通知を踏まえた上で裁判所への提訴という対応をさせていただいてございます。

中村博行委員長 通常、裁判になっているね。

岡山明委員 滞納者に対しては訴訟を起こして回収しておるということで、そうすると今回の連帯保証人が例えば2人から1人になった状況で市としての金額的に損失は、今後滞納者に対しての訴訟とかをする状況であれば、金額的に今回の連帯保証人が2人から1人になっても、金額的に損害を市が受けることはないということですね。

辻永建築住宅課長 明確にないと言えるかどうかはここではお答えしづらいところではあります。あくまで、訴訟をし最終的に連帯保証人にも請求はしますが、本人に支払っていただくということを基本的には考えておりますし、安易に追い出すというところまで当課としても考えておりません。あくまで、裁判で勝訴を勝ち取った上で、未納の住宅使用料について本人に支払っていただくっていう考え方が大前提にありますので、そのように対応しているところでございます。

中村博行委員長 2人が1人になったら、リスクがあると客観的に思うわけですけども、それについての市の判断としては問題ないということでしょうか。そういうふうな条例になったということでも理解していいですか。

辻永建築住宅課長 現状としては問題ないと考えております。

高松秀樹委員 先ほど要綱があるというお話ですが、この要綱の正式名称を教えてください。

辻永建築住宅課長 山陽小野田市営住宅の入居手続等における連帯保証人選任に関する要領です。

高松秀樹委員 今の要領をぜひ委員会としては資料請求を市長にさせていただきたいと思います。

中村博行委員長 皆さんそれでいいですね。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第100号山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第100号は可決すべきものと決しました。どうもお疲れ様でした。今回、産業建設に請願が上がっていますのでその件について、お諮りをしたいと思います。請願第4号有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書ということで、紹介議員、そして請願人を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りをいたします。まず、請願の紹介議員を本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はありませんのでそのように決定いたしました。次に、請願人を参考人として、本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はありませんので

そのように、決定をいたしました。請願人であります伊東正人さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はありませんのでそのように決定いたしました。では紹介議員及び参考人を本委員会にお呼びする日時については、12月9日月曜日の午後1時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。意義がありませんのでそのように決定いたしました。請願については以上で終わります。したがって9日の日程でございますが、午前10時半に市役所を出発して、現地の有帆団地市営アパートのほうに執行部も含めて視察をして、そこである程度状況を把握した中で午後の参考人の意見陳述、そして委員会という運びで進めようと思います。そのようによろしくお願いいたします。視察について今申しましたとおりでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではそのように決定をいたしました。それでは委員会を閉じます。

午後1時55分 散会

令和元年12月6日

産業建設常任委員長 中村博行